

国民健康保険資格確認書及び  
資格情報のお知らせ等の印刷及び印字、  
封入封緘業務委託仕様書

## 1. 目的

この仕様書は、国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせ等の印刷及び印字、封入封緘業務を委託するにあたり、和歌山市（以下「甲」）と本業務の受託者（以下「乙」）の業務内容を定めることを目的とする。この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者で協議するものとする。

## 2. 印刷物

乙が作成する印刷物の種類及び件数は、次のとおりとする。

( 1 ) 国民健康保険資格確認書	連続帳票	2 2 , 0 0 0 件
( 2 ) 国民健康保険資格確認書	単票	2 0 , 0 0 0 件
( 3 ) 国民健康保険資格確認書 特別療養費	連続帳票	0 件
( 4 ) 国民健康保険資格情報のお知らせ		1 3 , 0 0 0 件
( 5 ) 窓付封筒 1 (料金特別)		1 6 , 0 0 0 枚
( 6 ) 窓付封筒 1 (料金後納)		2 , 0 0 0 枚
( 7 ) 窓付封筒 2 (料金特別)		1 1 , 0 0 0 枚
( 8 ) 窓付封筒 2 (料金後納)		2 , 0 0 0 枚
( 9 ) 「資格確認書」または 「資格情報のお知らせ」の更新にあたって		3 0 , 0 0 0 枚 (A 3 両面 2 色刷り)
(1 0) マイナンバーチラシ		3 0 , 0 0 0 枚 (A 4 両面フルカラー)

## 3. テスト印字

乙は、甲が事前に交付するテスト用のデータと外字データを用いて資格確認書及び資格情報のお知らせと簡易書留バーコードのテスト印字を行い、文字コードや文字数が多い対象者が正確に印字できているか確認した後、その内容について甲による確認をうけるものとする。

印字については、資格確認書及び資格情報のお知らせは乙が印字を行う。

## 4. テスト用紙

2. 印刷物の（1）から（3）の作成に先立ち、乙は、校正用の用紙を納入するものとする。  
校正は2回程度とする。もしくは、甲が手配する。

## 5. 資格確認書

2. 印刷物の（1）から（3）の性状は、次のとおりとする。

### ( 1 ) 規格

台紙及び資格確認書（カード）一体型

台紙部 縦4インチ横8.27インチ、上質135K、3-1

カード部（資格確認書） 縦2.1インチ横3.4インチ

( 2 ) 裏面に補強用のセロハン類を添付した台紙抜取型のカードとする。

( 3 ) カード表面には偽造防止対策を講じることとする。

( 4 ) カードと台紙の切り離しは容易かつ完全、ただし、作業や郵送による剥離をしないものとする。

- ( 5 ) 台紙及びカードの表面はRICOH SP6420による印字を行うので、相応の耐久性、耐熱性を有するものとする。
- ( 6 ) カード裏面は臓器提供意思表示のため、ボールペン等で書き込める材質のものとする。
- ( 7 ) 台紙裏面に臓器提供意思表示欄の目隠しとして貼り付けるための個人情報保護シールを作成し、切り離しは容易でかつ完全、貼り付け後は容易に剥離しないものとする。
- ( 8 ) 資格確認書の色については、決定後に通知し、甲が現物にて確認後、作成する。
- ( 9 ) 複数枚封入しても圧着しないものとする。
- (10) 印字後に切り離しが必要となるため、ミシン目等はそれに適した規格とする。
- (11) 連続帳票と単票の使用部分は、材質、色とも全く同じものとする。

## 6. 資格情報のお知らせ

### 2. 印刷物の(4)の性状は、次のとおりとする。

#### ( 1 ) 規格

A4用紙（横210mm縦297mm）に印字を行う。

## 7. 窓付封筒

2. 印刷物の(5)から(8)の性状は、次のとおりとする。窓部分の透明度はカスタマバーコード読み取りの際に支障がないものとする。

令和9年1月1日以降標準化（予定）と同規格。

窓あき位置については、窓付封筒1、2ともに同じ位置とする。別紙封筒サンプルを参照。

	窓付封筒1	窓付封筒2
利用用途	乙の封入封緘作業で資格確認書を封詰めする際に利用	乙の封入封緘作業で資格情報のお知らせを封詰めする際に利用
色	緑色	茶色
封緘時のサイズ	縦110mm横225mm	縦110mm横225mm
窓部分の大きさ	縦45mm横90mm	縦45mm横90mm
アドヘア糊	乙で判断	乙で判断

## 8. 印刷物の收受及び搬送

乙は、2. 印刷物のうち、乙で印字及び封入封緘を行う数量を除く印刷物を、甲が指定する日時に和歌山市役所へ納入するものとする。ただし、(1)から(3)及び(9)から(10)の納入数量については甲が別途指定する。

## 9. 交付するデータ

甲が交付するデータは、CSV形式の可変長データとする。

CSVデータは資格確認書及び資格情報のお知らせの2種類とする。

和歌山市独自外字については、EUDC.tteファイルで交付する。

交付方法は総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用する。もしくはCDまたはDVDを使用する。

本市が交付するデータについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たっては本市の指示に従うこと。

### ① データ件数

約40,000件

### ② ファイルレイアウト

別紙 定義書参照。※定義書の内容については修正の可能性あり。

③ 文字コード等

Unicode (UTF-8、BOM無し) 、MS明朝 (JIS2004)

④ 抜き取り

甲が別途指定する対象者（世帯連番、郵便番号、送付先氏名漢字で指定する。）については、印字済みの被保険者の中から抜き取る。抜き取り対象者データ（約300件程度）については、メールにて通知する。抜き取った資格確認書及び資格情報のお知らせについては、成果品の納入時に甲に納品する。

⑤ その他

乙独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、甲から提供するデータに対し、乙独自の管理連番を挿入したデータを甲に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

## 10. データ及びチラシの收受

乙は、前条のデータを甲が指定する日時に收受する。もしくは和歌山市役所へ取りにくるものとする。

また、甲からは同封する「第三者行為」啓発チラシ（三つ折り納品）を甲が指定する日に提供する。

## 11. 処理方法

乙は、2. 印刷物の（1）に指定データを印字し、必要があれば指定の寸法にカットの上、世帯全員分（世帯単位の名寄せは乙が行う。最大15枚程度）を、3つ折りした（9）及び（10）、10. 収受した「第三者行為」啓発チラシとともに窓付封筒1に宛名、簡易書留バーコード、世帯連番、世帯内連番が見えるよう封入封緘し、発送局、郵便物の料金別重量の区分ごとに被保険者証番号順に並べて箱詰めする。

また、2. 印刷物の（4）に指定データを印字し、世帯全員分（世帯単位の名寄せは乙が行う。最大15枚程度）を、3つ折りした（9）及び（10）、10. 収受した「第三者行為」啓発チラシとともに窓付封筒2に宛名、カスタマバーコード、世帯連番、世帯内連番が見えるよう封入封緘し、発送局、郵便物の料金別重量の区分ごとに被保険者証番号順に並べて箱詰めする。

なお、和歌山中央郵便局管内の〒649-63××の郵便物については、同管内の他番号の郵便物とは別の箱（よく見えるところに「〒649-63××」と記載）に詰め、郵便物の料金別重量の区分ごとに被保険者証番号順に並べて箱詰めする。

箱のよく見えるところには区分（同じ区分が複数の箱にわたる場合はその連番と総数、その箱の始まりと終わりの世帯連番及び被保険者番号）を表示すること。

### 【発送局】

料金特別（中央） 〒640-01××、〒640-8×××及び〒649-63××

料金特別（南） 〒641-×××

料金後納 上記以外

### 【郵便物の料金別重量】

乙が成果物を実際計量し区分すること。

※発送内容により、箱詰めの分類がさらに細分化される場合あり。

## 12. 成果品の納入

乙は、成果品を甲の立会いのもと、甲が指定する日時に和歌山中央郵便局及び和歌山南郵便局へ搬入する。また、甲が指定した抜取分と余剰分は和歌山市役所へ納入する。その納入にあたっては、乙の責任のもとに慎重に扱わなければならない。

なお、成果品の納入に加え、2. 印刷物の（1）から（10）については、PDFデータ（表面、裏面ともに）でも納品すること。

乙は、納品枚数の発送枚数内訳（枚数ごとの重量、発送局、11.で指定した郵便番号ごとの内訳、通数）、発送箱数明細（発送局、11.で指定した郵便番号ごとの内訳、箱数）、成果品の重量明細を作成し、納入日の前日までに甲にメールで送付すること。

### 13. データの保管及び廃棄

乙は、本仕様書の目的を十分理解し、甲が交付するデータ等の保管にあたっては、紛失等の事故が起こることのないよう乙の責任のもとに厳重に管理するとともに、データ交付日から3ヶ月以内に廃棄しなければならない。その廃棄にあたっては、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

### 14. 報告又は資料の提出

乙は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報の管理状況の履行について書面で報告しなければならない。また、甲は、甲が指定する範囲において監査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

### 15. 事故発生時の報告義務

乙は、受託業務処理中に事故が発生したときは直ちに甲に報告するとともに、甲の指示を受けなければならない。

### 16. 業務日程（予定）

4月上旬～	資格確認書及び資格情報のお知らせ、窓付封筒、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の更新にあたって」等の校正開始
	ダミーデータによる資格確認書及び資格情報のお知らせ出力・名寄せテスト開始
6月下旬まで	市封入分として、資格確認書（単票1000枚、連続帳票800枚）、 窓付封筒3,600枚、「被保険者証の更新にあたって」及び「マイナンバーチラシ」各1400枚の納品 ※枚数は令和7年度実績のため変更となる
7月 6日頃	データ引渡し。印字・封入・封緘作業開始
7月 10日頃	抜取分電子メール送付。抜き取り作業開始（状況によっては相談可）
7月 15日頃	封入済資格確認書及び資格情報のお知らせ納入（和歌山中央郵便局及び和歌山南郵便局）
	抜取分、余剰分納入（和歌山市役所）

※業務日程、市封入分の枚数については、本市と受託者間で協議して決定する。

### 17. 受託者の資格要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができること。

### 18. 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

この仕様書に定めない事項及び細目については、本市及び受託者が協議の上定めるものとする。

## 帳票イメージ

1 999-9999	51	QR コード
2 中央県A市B町1丁目11番地11	13	□□□県 國民健康保険
3 マンション国保101号	18	有効期間 元号99年99月99日 更新日 令和3年9月99日
4 国保 太郎 様	19	（遠） 資格確認書
5 カスタマバーコード	14	（遠） （枝番）99
6 簡易書留用バーコード	15	（遠） （枝番）99
7 123-45-67890-1	16	（遠） （枝番）99
8 # 99999999 — 999	17	（遠） （枝番）99
9	22	（遠） （枝番）99
10	23	（遠） （枝番）99
11	24	（遠） （枝番）99
12 (国保 花子 様分)	25	（遠） （枝番）99
46 (お問い合わせ先)	26	氏名 国保 花子
47 〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地	27	（遠） （枝番）99
48 和歌山市 国保年金課 資格賦課班	28	生年月日 元号99年99月99日
49 ℡ 073-435-1057 (直通)	29	（遠） （枝番）99
50	30	性別 男
	31	（遠） （枝番）99
	32	適用開始年月日 元号99年99月99日
	33	（遠） （枝番）99
	34	交付年月日 元号99年99月99日
	35	（遠） （枝番）99
	36	世帯主氏名 国保 太郎
	37	（遠） （枝番）99
	38	住所 中央県A市B町1丁目11番地11 中央マンション 501号室
	39	（遠） （枝番）99
	40	（遠） （枝番）99
	41	保険者番号 9000010
	42	（遠） （枝番）99
	43	（遠） （枝番）99
	44	交付者名 □□市
	45	（遠） （枝番）99
	52	印
46 (お問い合わせ先)	53	
47 〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地	54	
48 和歌山市 国保年金課 資格賦課班	55	
49 ℡ 073-435-1057 (直通)	56	
50	57	
	58	

## データレイアウト

項目 No.	項目名	データ型	桁数	フォント		配置	備考 (データ格納例/印字時編集例)
				種類	サイズ		
1	送付先郵便番号	文字	8	MS明朝	10.5		123-4567
2	送付先町名番地	文字	100	MS明朝	10.5	圧縮	和歌山県和歌山市中之島 1 2 3 番地 4 5 号
3	送付先方書	文字	100	MS明朝	10.5	圧縮	メゾン紀陽 1 0 2 5 号
4	送付先氏名様	文字	120	MS明朝	10.5	圧縮	紀陽 花子 印字時"様"追加
5	送付先カスタマバーコード	文字	50	MS明朝			6400112191-28 ※データがNULLの場合 印字しない
6	簡易書留バーコード	文字	11				12345678903
7	表示用簡易書留記録番号	文字	15	MSゴシック	8	中央配置	123-45-67890-3
8	SHARP			MS明朝	10		印字時 "#"
9	世帯連番	数値	8	OCR フォント	10		印字は前ゼロ埋め 例) 00000001 印字位置は変更可
10	DASH			MS明朝	10		印字時 " - "
11	世帯内連番	数値	3	OCR フォント	10		印字は前ゼロ埋め 例) 001 印字位置は変更可
12	表示用様分	文字	125	MS明朝	8	圧縮	(国保 太郎 様分)
13	都道府県名	文字	8	MS明朝	8	両端揃え	和歌山県
14	学年区分	文字	1	MS明朝	7		NULL,学年
15	学年区分用マル	文字	1	MS明朝	14.5		NULL,○
16	YUKOKIGEN					両端揃え	印字時 "有効期限"
17	有効期限	文字	16	MS明朝	7		令和 9 年 7 月 31 日
18	KOKUMINKENKOHOKEN					両端揃え	印字時 "国民健康保険"
19	SHIKAKUKAKUNINSHO					両端揃え	印字時 "資格確認書"
20	KIGO					両端揃え	印字時 "記号"
21	被保険者記号	文字	4	MS明朝	7		和 1
22	BANGO					両端揃え	印字時 "番号"
23	被保険者番号	文字	6	MS明朝	7		012345
24	EDABAN					中央配置	印字時 " (枝番) "
25	被保険者枝番	文字	2	MS明朝	7		01
26	SIMEI					両端揃え	印字時 "氏名"
27	氏名漢字	文字	120	MS明朝	8	圧縮	国保 太郎
28	SEINENNGAPPI					両端揃え	印字時 "生年月日"

※項目名がアルファベットの項目(背景色水色)は、格納データには含まれておりません。印刷時に印字を行ってください。

## ①文字コード：Unicode

- ②サロゲートエリア：無
- ③エンコーディング：UTF-8 BOM無
- ④データ形式：CSV(可変長) 例) "データ1","データ2",...
- ⑤フォント：MS明朝 (JIS2004準拠)
- ⑥和歌山市独自外字（ユーザ外字）：共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。

640-8064

和歌山県和歌山市東町真丁1丁目234番地  
マンション67890123456789012345



紀陽 華子 様



123-45-67890-3  
# 00000001 - 001

(紀陽 太郎 様分)

和歌山県  
国民健康保険  
資格認証書

(印) 有効期限 令和9年7月31日  
発効期日 令和7年12月11日

記号 和1 普号 010123 (技番 02)

氏名 紀陽 太郎 性別 男

生年月日 昭和38年6月18日 負担割合 2割

適用開始年月日 昭和59年11月2日

交付年月日 令和8年8月1日

被保主氏名 紀陽 華子

住所 和歌山県和歌山市東町真丁1丁目234番地  
マンション67890123456789012345

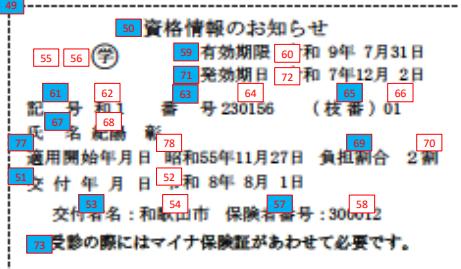
保険者番号 31001012

交付者名 和歌山市

電子  
公印

(お問い合わせ先)  
〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 国保年金課 資格認証班  
TEL: 073-435-1057 (直通)

## 帳票イメージ

1 640-0112	2 和歌山県和歌山市西庄 1234番地 56	3 方書3456789012345678901234567890	4 紀陽 彩 様	5 	6 7 8 9	74	10 (お問い合わせ先) 11 〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地 12 和歌山市 国保年金課 資格試験班 13 電： 073-435-1057 (直通)																																			
# 00000003 - 001				14 15																																						
<p><b>16 資格情報のお知らせ</b></p> <p>17 交付者名： 和歌山市 18 18 保険者番号： 300012 20 19 有効期限 令和 9年 7月 31日 22</p> <p>20 あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。</p> <table border="1"> <tr> <td>21 記号</td> <td>和1 25</td> <td>26 番号</td> <td>230156 27</td> <td>28 (枝番) 01 29</td> </tr> <tr> <td>30 氏名</td> <td>31 紀陽 彩</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>32 フリガナ</td> <td>33 キヨウ アキ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>34 負担割合</td> <td>35 36 2割</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>37 発効期日</td> <td>38 39 令和 7年12月 2日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>40 適用開始年月日</td> <td>41 昭和55年11月26日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>42 交付年月日</td> <td>43 令和 8年 8月 1日</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>44 スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。</p> <p>45 - マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら - </p> <p>46 マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。</p> <p>47 下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)</p> <p>48 </p> <p>49 <b>50 資格情報のお知らせ</b></p> <p>51 有効期限 52 令和 9年 7月 31日 53 発効期日 54 令和 7年12月 2日</p> <p>55 記号 56 和1 57 番号 58 230156 59 (枝番) 01 60 氏名 61 紀陽 62 彩 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 適用開始年月日 80 昭和55年11月27日 81 負担割合 82 2割 83 84 85 86 87 88 89 80 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 190 </p>								21 記号	和1 25	26 番号	230156 27	28 (枝番) 01 29	30 氏名	31 紀陽 彩				32 フリガナ	33 キヨウ アキ				34 負担割合	35 36 2割				37 発効期日	38 39 令和 7年12月 2日				40 適用開始年月日	41 昭和55年11月26日				42 交付年月日	43 令和 8年 8月 1日			
21 記号	和1 25	26 番号	230156 27	28 (枝番) 01 29																																						
30 氏名	31 紀陽 彩																																									
32 フリガナ	33 キヨウ アキ																																									
34 負担割合	35 36 2割																																									
37 発効期日	38 39 令和 7年12月 2日																																									
40 適用開始年月日	41 昭和55年11月26日																																									
42 交付年月日	43 令和 8年 8月 1日																																									

項目 No.	項目名	データ型	桁数	フォント		配置	備考 (データ格納例/印字時編集例)
				種類	サイズ		
1	送付先郵便番号	文字	8	MS明朝	10.5		123-4567
2	送付先町名番地	文字	100	MS明朝	10.5	圧縮	和歌山県と和歌山市中之島1 2 3番地4 5号
3	送付先方書	文字	100	MS明朝	10.5	圧縮	メゾン紀陽1 0 2 5号
4	送付先氏名様	文字(矩形)	120	MS明朝	10.5		紀陽 洋子 印字時"様"追加
5	送付先カスタマバーコード	文字	50	MS明朝			6400112191-28
6	SHARP			MS明朝	10		"#"
7	世帯連番	数値	8	OCR フォント	10		印字は前ゼロ埋め 例) 00000001
8	DASH			MS明朝	10		"_"
9	世帯内連番	数値	3	OCR フォント	10		印字は前ゼロ埋め 例) 001
10	OTOIAWASE-SAKI			MS明朝	10.5		" (お問い合わせ先) "
11	問い合わせ先文言1	文字	100	MS明朝	10.5		〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地
12	問い合わせ先文言2	文字	100	MS明朝	10.5		" 和歌山市 国保年金課 資格賦課班"
13	問い合わせ先文言3	文字	100	MS明朝	10.5		" Tel : 073-435-1057 (直通) "
14	問い合わせ先文言4	文字	100	MS明朝	10.5		NULL
15	問い合わせ先文言5	文字	100	MS明朝	10.5		NULL
16	TITLE			MS明朝	12	中央配置	"資格情報のお知らせ"
17	KOFUSHA			MS明朝	10.5		"交付者名 :"
18	保険者名	文字	8	MS明朝	10.5		和歌山市
19	HOKENSHA			MS明朝	10.5		"保険者番号 :"
20	保険者番号	文字	6	MS明朝	10		300012
21	有効期限タイトル			MS明朝	10.5		22.有効期限がNULLの場合NULL、以外"有効期限"
22	有効期限	文字	16	MS明朝	10.5		"令和 9年 7月31日",NULL
23	MONGON01			MS明朝	10.5		"あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。"
24	KIGO			MS明朝	10.5		"記号"
25	被保険者記号	文字	4	MS明朝	10.5		和1
26	BANGO			MS明朝	10.5		"番号"
27	被保険者番号	文字	6	MS明朝	10.5		012345
28	EDABAN			MS明朝	10.5	中央配置	"(枝番) "
29	被保険者枝番	文字	2	MS明朝	10.5		01
30	SHIMEI			MS明朝	10.5		"氏名"
31	氏名漢字	文字	120	MS明朝	10.5	圧縮	
32	FURIGANA			MS明朝	10.5		"フリガナ"
33	氏名カナ	文字	120	MS明朝	10.5	圧縮	キウ キウ
34	FUTANWARIAI			MS明朝	10.5		"負担割合"
35	負担割合アスタリスク			MSゴシック	10.5		36.表示用負担割合がNULLの場合:"*****",以外NULL
36	表示用負担割合	文字	4	MS明朝	10.5		"2割",NULL
37	HAKKOKIJITSU			MS明朝	10.5		"発効期日"
38	発行期日アスタリスク			MSゴシック	10.5		39.発効期日がNULLの場合:"*****"以外NULL
39	発効期日	文字	16	MS明朝	10.5		"令和 8年 8月 1日",NULL
40	TEKIYO-KAISHIBI			MS明朝	10.5		"適用開始年月日"
41	資格適用開始日	文字	16	MS明朝	10.5		"令和 7年 8月28日"
42	KOFU-NENGAPI			MS明朝	10.5		"交付年月日"
43	交付日	文字	16	MS明朝	10.5		"令和 8年 8月 1日"
44	MONGON03			MS明朝	10.5		" スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。"
45	MONGON04			MS明朝	10.5	中央配置	"- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -"
46	MYNA_URL						<a href="https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card">https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card</a>
47	MONGON06			MS明朝	10.5		" マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)"
48	MONGON07			MS明朝	10.5		"下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)"
49	KEISEN						
50	TITLE02			MS明朝	10.5	中央配置	"資格情報のお知らせ"
51	KOFU-NENGAPI			MS明朝	9		"交付年月日"
52	交付日02	文字	16	MS明朝	9		"令和 8年 8月 1日"
53	KOFUSHA02			MS明朝			"交付者名 :"
54	保険者名02	文字	8	MS明朝			"和歌山市"
55	表示用学年区分	文字	2	MS明朝	9		"学年",NULL
56	学年区分用マル	文字	2	MS明朝	16		○,NULL

※項目名がアルファベットの項目(背景色:水色)は、格納データには含まれておりません。印刷時に印字を行ってください。  
背景色緑は、項目の値によって編集が必要な項目になります。

- ①文字コード：Unicode
  - ②サロゲートエリア：無
  - ③エンコーディング：UTF-8 BOM無
  - ④データ形式：CSV(可変長) 例) "データ1","データ2",...
  - ⑤フォント：MS明朝 (JIS2004準拠)
  - ⑥和歌山市独自外字（ユーザ外字）：共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。

640-0112  
和歌山県和歌山市西庄 1 2 3 4 番地 5 6  
方番3456789012345678901234567890  
紀陽 彩 横



（お問い合わせ先）  
〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 国保年金課 資格試験課班  
TEL：073-435-1057（直通）

# 00000003 - 001

### 資格情報のお知らせ

交付者名：和歌山市  
保険者番号：300012  
有効期限：令和9年7月31日

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	和1	番号	230156	(技番) 01
氏名		紀陽 彰		
フリガナ		紀陽 アキラ		
負担割合		2割		
発効期日		令和 7年12月 2日		
適用開始年月日		昭和55年11月26日		
交付年月日		令和 8年 8月 1日		

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

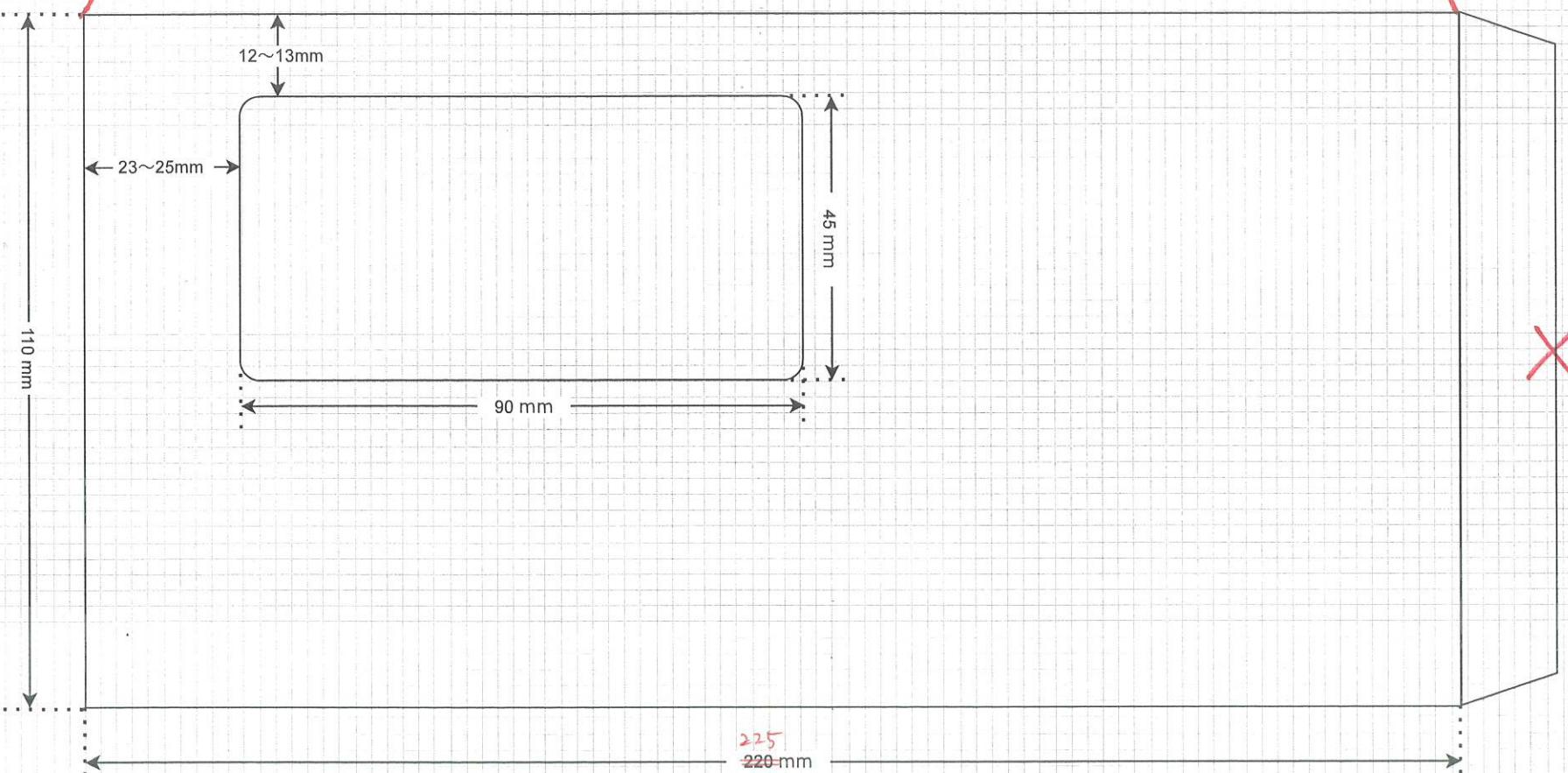
- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ	
(学)	有効期限 合和 9年 7月31日
	発効期日 合和 7年12月 2日
記号 和1	番号 230156 (枝番) 01
氏名 紀陽 彩	
適用開始年月日 昭和55年11月27日	負担割合 2割
交付年月日 令和 8年 8月 1日	
交付者名: 和歌山市 保険者番号: 300012	
受取の際にはマイナ保険証があわせて必要です。	



長6形封筒 (110mm×220mm)

# 国民健康保険

ご加入されている方のお手元の健康保険証の**有効期限**は  
**2025年12月1日**に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

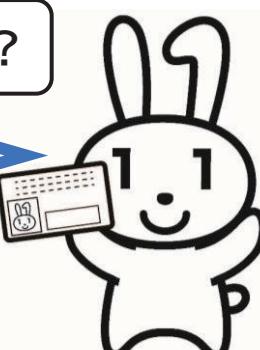
**マイナ保険証か資格確認書**  
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、  
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらしいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

受診できます！

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。



まずはマイナンバーカードを持っているか  
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？  
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ ➞

# マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

内容は令和7年度のものです

## ご自身の登録状況がわからないときは ?

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

## 他の方法で確認したいときは ?



- 1 • スマートフォン  
• マイナンバーカード  
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので  
ご自身の登録状況をご確認ください



5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分

土日祝:9時30分~17時30分

0120-95-0178

マイナンバー

カード

マイナンバーカード  
の保険証利用につい  
てもっと知りたい方  
はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 内容は令和7年度のものです

## 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の送付について

国民健康保険証が令和7年12月1日で有効期限を迎えるにあたり、「資格確認書※1」または「資格情報のお知らせ※2」をお届けします。

記載されている内容をご確認のうえ、誤りがある場合は届け出てください。

有効期限の過ぎた被保険者証等は、処分していただいて結構です。

・マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）をお持ちでない方等には「資格確認書」をお届けします。

※資格確認書の有効期限は令和8年7月31日となります。以降、有効期限を迎えるまでにマイナ保険証をお持ちか確認の上、自動的に資格確認書をお届けします。

・マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」をお届けします。

※資格情報のお知らせには有効期限はありません。一斉送付するのは今回限りとなります。

令和7年12月2日以降の病院等の受診については、

・マイナ保険証（資格情報のお知らせだけでは受診できません。）

・有効期限内の資格確認書

のいずれかを窓口でご提示ください。

※1 「資格確認書」…被保険者証のように、医療機関を受診できるもの

※2 「資格情報のお知らせ」…被保険者資格等を簡易に把握できるもの

ただし、マイナ保険証と併せての提示が必要です

転入、転出、転居、世帯主変更等の住民異動届をされた場合は、異動者全員（世帯主変更の場合は加入者全員）の資格確認書または資格情報のお知らせ、世帯主と異動者全員の個人番号の通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持って市役所または各サービスセンター（東部・河南・河西・河北・中央・北・南サービスセンター）で資格確認書または資格情報のお知らせの訂正手続きをおこなってください。

国民健康保険法では被保険者に異動が生じたときは、その世帯の世帯主がその日から14日以内に届け出るように定められています。

【※法律の改正により、平成27年度以降の保険料は、その年度における保険料の最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降に、国保の脱退手続等をされた場合、賦課更正できなくなることがありますのでご注意ください。】

### ○ 脣器提供意思表示欄について

臓器を提供したい方の意思を尊重するため、被保険者証の裏面に意思表示欄を設けております。臓器提供を強要するものではありませんので未記入でもかまいません。

### ○ 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害のある方も含む。）を対象とした医療保険制度です。

国民健康保険の加入者が75歳になられる場合、75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」による医療を受けることになり、現在加入している国民健康保険からは脱退することになります。

※資格確認書または資格情報のお知らせの有効期限は75歳の誕生日の前日になります。

### ○ 資格確認書または資格情報のお知らせの郵送方法について

資格確認書は、別途届け出いただいた世帯以外は簡易書留郵便（配達員による直接手渡しで、受け取りには受領印が必要です。）でお送りしています。資格情報のお知らせは普通郵便でお送りします。

## マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。）を利用すると、よりよい医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要になったり等メリットがあります。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP 1.

### マイナンバーカードを申請

#### ■申請方法

- ① オンライン申請する  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの  
証明写真機から申請する



STEP 2.

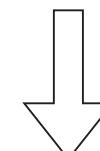
### マイナンバーカードを健康保険証として登録

#### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある  
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



準備ができたら



STEP 3.

### 医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

#### ■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーに  
マイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う  
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



#### <お問い合わせ先一覧>

和歌山市 国保年金課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

- 資格賦課班 電話 435-1057 (加入・脱退、保険証、保険料等に関すること)  
収納班 電話 435-1214 (保険料の納付、分納、口座等に関すること)  
保険給付班 電話 435-1215 (給付、ジェネリック医薬品等に関すること)  
保健事業班 電話 435-1215 (特定健診、保健指導等に関すること)

## 内容は令和7年度のものです

<国民健康保険について>

### 国民皆保険制度

和歌山市に住んでいる人は、すべて和歌山市の国保に加入しなければなりません。ただし、次の方々は除かれます。

- (1) 会社や事業所の健康保険にはいっている人とその被扶養者
- (2) 国、都道府県、市町村、学校などの共済組合にはいっている人とその被扶養者
- (3) 船員保険、日雇労働者健康保険にはいっている人とその被扶養者
- (4) 医師国保、建設国保などの国保組合の組合員とその家族
- (5) 児童福祉法により施設入所、または里親に委託されている児童（ただし、民法の規定による扶養義務者のない者）や、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所者で、和歌山市国民健康保険条例施行規則に定める者
- (6) 生活保護法の適用を受けている人
- (7) 外交または医療目的の在留、もしくは在留期間が3か月以下の外国人
- (8) 後期高齢者医療制度の対象者

### 1 国保の加入日と脱退日

#### 加入日（適用開始日）

◎他の市町村から転入した日 ◎前記(1)～(8)に該当しなくなった日 ◎子どもが生まれた日

#### 脱退日（適用終了日）

◎他の市町村へ転出した日（国外への転出はその翌日） ◎前記(1)～(3)、(8)に該当するようになった日の翌日 ◎前記(4)～(6)に該当するようになった日 ◎亡くなった日の翌日

### 2 修学のため市外へ転出されたとき

国民健康保険は、住民登録されている市町村でご加入いただくことが原則ですが、和歌山市のご実家からの仕送りで就学される方は、住所が和歌山市外であっても卒業するまでは親元の世帯で加入することとなります。この場合は、学生証または在学証明書、資格確認書または資格情報のお知らせ及び世帯主と該当者の個人番号の通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参のうえ申請が必要です。また、卒業時にも届出が必要となります。

すでに学生用の資格確認書または資格情報のお知らせの交付を受けている方の卒業見込年月日が変更になった場合は、学生証または在学証明書、資格確認書または資格情報のお知らせ及び世帯主と該当者の個人番号の通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参のうえ再度申請してください。

### 3 施設入所等のため市外へ転出されたとき（施設入所等一定の事由に限ります）

国民健康保険は住民票の世帯単位でご加入いただくことが原則ですが、施設入所等の理由で住所を一時的に家族のもとから施設等へ移している方は、申請により元世帯の一員として加入することができます。該当する方がいる場合は、施設入所等の証明書、資格確認書または資格情報のお知らせ及び世帯主と該当者の個人番号の通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参のうえ申請してください。（ただし、あらかじめ1年以上の入所等と分かっている場合は世帯分離の手続きをしてください。なお、児童福祉法に基づく入所の場合は1年以上であっても遠隔地申請となります。）

### 4 保険料を滞納した場合について

納付の相談がなく、また特別な理由もなく、保険料を長期にわたり滞納している世帯については、医療機関等の窓口で、一旦自費で医療費10割を支払っていただき、後日、申請に基づき給付割合に応じて払い戻しを受けることになりますが、保険料の納付状況により、保険給付が一時差し止められたり、滞納している保険料額へ割り当て（充当）する場合もあります。

また、保険料の滞納がある場合、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

## 《特定健診のご案内》



現在、糖尿病をはじめとする生活習慣病にかかる人やその予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は全体の約4分の1を占めています。生活習慣病はほとんど自覚症状がなく進行します。自分の体の状態を知るために、毎年1回は健診を受けましょう！

### 1. 対象者 令和7年4月1日現在、和歌山市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方。

令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に40歳になる方は39歳から受診できます。受診時に和歌山市国民健康保険に加入していることが条件です。令和7年4月2日以降に和歌山市国民健康保険に加入され、それ以前にご加入されていた医療保険で特定健診を受ける機会がなかった方は、ご相談ください。

### 2. 受診方法

対象となる方には5月に「特定健康診査受診券（緑色）」を送付しています。受診券に同封している特定健康診査等実施医療機関一覧を確認し、直接医療機関へ予約してください。受診日当日は、マイナ保険証または資格確認書等と特定健康診査受診券が必要です。結果は受診された医療機関からお渡しします。

### 3. 健診内容 受診券で、「特定健診」か「人間ドック」のいずれか一方を受けることができます。

	特定健診	人間ドック
自己負担金	無料（1万円相当の検査が無料）	有料（注1）（費用助成額22,400円）
検査項目	診察、心電図、尿検査、血圧測定、身体計測、血液検査（肝機能・腎機能・脂質・血糖・痛風・貧血検査）	特定健康診査の検査項目と次の項目 胃バリウム検査または胃カメラ検査、腹部超音波検査、便潜血検査または大腸内視鏡検査、視力検査、胸部レントゲン検査または胸部CT検査、血液検査（臓機能等）

（注1）医療機関により、検査の金額や内容が異なります。予約の際、金額・内容等をご確認ください。

### 4. 受診期限 令和8年1月31日まで

特定健診を受けられた方の中から抽選で、100名様にQUOカード（1,000円分）&防災グッズ等プレゼント



### 【特定保健指導について】

健診結果から生活習慣病を発症するリスクが高いと判断された方には、特定保健指導の利用案内が届きます。（健診受診の2～3か月後に送付します）。保健師や管理栄養士などの専門家による生活習慣改善のサポートを受けることができます。案内が届いた場合は、生活習慣を改善するチャンスです。ぜひ、受けましょう！

### 《第三者行為の届出》

交通事故等による第三者からの行為によってケガや病気になり、国民健康保険を使って治療を受ける場合には、その被害状況を届け出る必要があります。詳しくは、国保年金課ホームページ（ページ番号1012463）をご覧ください。

### 《リフィル処方箋を知っていますか？》

「リフィル処方箋」とは、慢性疾患などで症状が安定している患者に対して医師が可能と判断した場合、最大3回、医療機関にからずに薬局で処方薬を受け取ることができる制度です。詳しくは、和歌山市ホームページをご覧ください（ページ番号1051042）

### 《バイオシミラーというお薬があります》

バイオシミラーとは？

- ・ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売されるお薬です。
  - ・先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています。
  - ・先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。
- バイオ医薬品が治療に使われる病気
- ・がん
  - ・糖尿病
  - ・関節リウマチ
  - ・乾癬
  - ・骨粗鬆症
  - ・潰瘍性大腸炎
  - など

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と、  
(以下「乙」という。)は、  
次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (委託業務)

第1条 甲は、国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせ等の印刷及び印字、封入封緘業務  
(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### (契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約日から令和8年7月31日までとする。

### (委託業務の処理方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### (委託金額)

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分  
む。）とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない  
い。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限  
りでない。

### (委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙  
に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関する必要な指示を与えることができる。

### (業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止するこ  
ができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して  
書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。  
この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### (契約期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託  
業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により  
契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面によ  
り定めるものとする。

### (損害の負担)

第10条 委託業務の履行について発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項にお  
いて同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害  
は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理について発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切  
の責任を負わないものとする。

### (乙の債務不履行)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務を履行しないときは、その不履行分に  
相応する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、

減額する額は甲が定める。

- 2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

（履行遅滞に係る損害金）

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（確認）

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第14条 乙は、委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した延滞利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第23条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 第24条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第16条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して14日前までに通知をして契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に

規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（5）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5（10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

2 第8条第2項及び第15条第3項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、第13条の規定による確認の日から甲が指定する日まで、成果品が種類、品質若しくは数量に関して契約に適合しない場合、その不適合のない成果品の再制作を乙に対し、請求することができる。

2 甲は、前項の不適合のない成果品の再制作に替え、損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第22条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(ポリシーの遵守)

第24条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 和歌山市七番丁 23 番地  
氏 名 和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙 住 所

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を

委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならぬ。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めるここと及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。